仕　様　書［物品の購入］

件　　名	什器類（耐火金庫Ｅ）
規　　格	別紙１のとおり
数　　量	別紙１のとおり
納入期限	平成２６年３月31 日
納品場所	別紙２のとおり
納品に係る注意事項	・搬入・搬出経路、納品日時及び設置場所等については、別紙２の納品場所の日本年金機構の職員（庶務担当者）と事前に調整の上で決定すること。 ・搬入・搬出経路については、別紙３を想定しているが、日本年金機構の職員（庶務担当者）と調整の上、経路変更しても構わない。 ・納品は、原則、平日の９：30 から 17：00 の間に行うこと。ただし、納品場所の日本年金機構の職員（庶務担当者）が年金事務所の業務に支障があると判断し求めた場合には、平日の 17：00 以降又は休日に納品を行うこと。 ・納品時の車両の駐車スペース・車両制限については別紙２を予定しているが、変更する場合及び事前申請が必要な場合があるので、納品場所の日本年金機構の職員（庶務担当者）へ事前に連絡し確認すること。 ・本業務を実施するにあたり、関係者との調整、官公庁署及び第三者に対する許認可が必要な場合については、受託事業者において申請を行うこと。 ・納品、設置及び撤去のために立ち入りを許可された場所以外へ無断で立ち入らないこと。 ・身分証明書を携帯し、日本年金機構からの請求の際には、提示すること。 ・梱包・養生資材は持ち帰るとともに、開梱時及び養生脱着時に発生した塵芥についても処理し、建物内に残さないこと。 ・納品、設置及び撤去にあたって、床、壁面、エレベーター内、その他損傷の恐れがあると判断される部分については適宜の方法で必要な養生を行い、損傷を与えないよう十分留意し、万が一、設置の際、他の備品・施設等への損害を与えた場合には、直ちに納品場所の日本年金機構の職員（庶務担当者）に報告するとともに受託事業者の負担により原状回復、または、程度に応じて取替えをすること。 ・必ず未使用品を納品することとし、納品した製品に付属する取扱説明書等のドキュメントについても併せて納品すること。 ・納品後、速やかに納品書の写しを下記担当部署に提出すること。
費用の見積もり関する注意事項	・調達物品の搬入・設置、既存金庫の撤去・処分に要する経費は、受託事業者の負担とし、その他、本仕様の内容にかかる費用全てを経費として見込むこと。 ・調達物品の搬入・設置、既存金庫の撤去・処分に付随して発生する作業（調達物品

	の操作説明、搬入経路確保のための什器の一時移動、ドア・窓の取外・取付作業等及び設置にあたり床面保護のため鉄板を敷くこと等）や作業に必要な物品の費用（鉄板の費用）についても本調達に含まれること。 ・既存の金庫・床面保護の鉄板の撤去・処分について、廃棄証明書（写）を提出すること。
その他	・納入物品が本仕様書の要件を満たしていることを確認するため、平成 25 年 12 月 11 日までに「機能性能等証明書（百万変換ダイヤル式耐火金庫）」（別紙４）及び製品カタログを下記担当部署に提出し、日本年金機構の承認を受けることとし、証明書について説明を求められた時はこれに応じること。 また、実機での確認試験を求められた時もこれに応じること。 ・調達物品の納品の際、操作説明書等により納品した製品の操作方法の説明を行うこと。 ・指定された納品数量・規格と異なる場合は、直ちに指定した数量、規格を再納品すること。 ・納品された物品に重大な欠陥が発見された場合、受託事業者の責任において速やかに交換すること。 ・納品先近郊にメンテナンス拠点を有し、納品後の保守・修理対応に支障のないこと。 ・納品から１年以内の通常使用範囲における故障については無償にて修理もしくは交換を行うこと。 ・1 年経過以後の故障においても、納品後 20 年間は、適正な価格で対応すること。 ・その他、本仕様書に定めのない事項について双方協議の上、決定すること。 ・本調達に係る問い合わせは、全て下記担当部署に行うこと。
担当部署	日本年金機構財務部出納グループ　担当　小幡、池田 連絡先 〒169-8535 東京都新宿区大久保 2-12-1　2F TEL03-5285-5911（FAX03-5285-5503）

別紙１

品　　名	百万変換ダイヤル式耐火金庫
規　　格	○　百万変換ダイヤル式耐火金庫 ・外寸法：幅　：570 ㎜以上 610 ㎜以下 奥行：630 ㎜以上 640 ㎜以下 高さ：1130 ㎜以上 1250 ㎜以下 ・内寸法：幅　：370 ㎜以上 奥行：340 ㎜以上 高さ：730 ㎜以上 ・重　量：２８０ｋｇ以上 ・機能等：施錠方式　百万変換ダイヤル式錠とシリンダー錠の２重ロック構造 耐火性能　２時間以上 防盗性能　日本セーフ・ファニチュア協同組合連合会規格　TS-15 と同等以上の性能を有すること その他　JIS 認証製品であること ・参考品番：㈱熊平製作所製　FM2-12b セコム㈱製　ピタゴラス 170D
数　　量	１台

別紙2

管轄ブロック本部	拠点名	金庫の錠の種類	留意事項	住所	納品場所の階	納品時利用できるエレベーターの有無	エレベーターの積載重量	段差（階段）の有無	段差（階段）の場所、段数、高さ、横幅	搬入経路で最も狭いところの場所、幅、高さ	納品時のトラックの駐車場所	トラックの制限の有無	トラックの制限の有の場合の条件（高さ・重量）	旧金庫（幅）	旧金庫（奥行）	旧金庫（高さ）
近畿	豊中	ダイヤル式+シリンダー錠	庁舎内非常階段はループ状で金庫の搬入・搬出困難。クレーン等で金庫を釣り上げて搬入・搬出が必要と思われる。非常口と庁舎に段差10cm×1.5cm×2有り	大阪府豊中市岡上の町4-3-40	2階	無	300kg	有	①金庫室前室から金庫室内のドアフレーム部に、段差：1、高さ2cm、横幅70cm　②金庫室前室入口前にフリーアクセス面との段差解消用スロープ　数量：1、長さ30cm、横幅70cm	金庫室入口、横幅60cm（ドア付近に金属製の配線用配管が床から天井まで有る）	駐車場（狭いため満車のときは50M離れたコインパーキング	有	幅2.8M	57cm	64cm	88cm

別紙３

搬入経路1（駐車場側、非常口からの搬入）

豊中年金事務所

※床面は必要に応じて適宜養生する（非常口から内扉までPタイル）

別紙４

機能性能等証明書

（百万変換ダイヤル式耐火金庫）

平成　　　年　　　月　　　日

別添資料のとおり、記載内容に相違ないことを証明します。

日本年金機構　理事長代理人
財務部長　殿

住　　　　所　　〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称　　〇〇　株式会社

代 表 者 名　　〇〇　〇〇　　　　印

１．提案機器（百万変換ダイヤル式耐火金庫）に関する資料（技術的要件）

会社名　　：

事　　　項		貴社提案機器の具体的仕様	留意事項
外寸法			
内寸法			
重　量			
機能等	施錠方式		
	耐火性能		
	防盗性能		
	その他		

２．提案機器（百万変換ダイヤル式耐火金庫）に関する資料（その他の要件）

（１）貴社提案機器の設置について

○　調達物品に関して、使用可能な状態での引き渡しを行うにあたり、予め何らかの条件があれば記載して下さい。

（２）貴社提案機器の操作説明の方法について

○　操作説明をどのように行うか記載して下さい。

（３）貴社提案機器のアフターサービス・メンテナンスについて

○　社内規定等に基づき、どのようなサービス体制及びレベルにて行っているか記載して下さい。

○　サービスセンター・連絡店舗一覧を別紙で提出下さい。

３．その他

（１）入札機器のカタログ、パンフレットを提出して下さい。

（２）その他必要事項があれば記載して下さい。

－記載欄－

本件に関する照会先：日本年金機構財務部出納グループ　　小幡、池田

TEL03(5285)5911

収入印紙
貼　　付

売買契約書(案)

日本年金機構　を甲とし、○○○○ を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、物品等を甲の指定する場所に納品（搬入の場合も含む。以下同じ。）する等、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名　什器類（耐火金庫Ｅ）１台
契約金額　(1) ＿＿＿＿＿円（うち消費税等額＿＿＿＿＿円）
(2) 前項の消費税等額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、契約金額の１０５分の５を乗じて得た額である。
契約保証金　全額免除

（総則）
第１条　乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書及び仕様書に添付された書面（以下「仕様書等」という。）の定めに従い、契約物品等を履行期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（法令遵守等）
第２条　乙は、甲が作成する仕様書等に従い関係諸法令を遵守し、本契約を履行するものとする。
２　乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

（仕様書等の疑義）
第３条　乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。
２　乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（履行期限等）
第４条　履行期限及び納品場所は、次のとおりとする。
履行期限：平成２６年3月３１日
納品場所：仕様書等のとおり

（秘密の保持等）
第５条　乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。
２　前項の規定は、本契約終了後も有効とする。

（一括再委託の禁止）
第６条　乙は､本契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委託してはならない。

（再委託の承認及び変更）
第７条　乙は、やむを得ない事情により本契約の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、再委託先の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収の方法、個人情報を取り扱う業務にあっては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を示した上、事前に甲の承認を得なければならない。
２　甲は、前項の再委託先が不適当であると認めたときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適当であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更を求めることができる。
３　乙は、第１項の承認を受けた場合には、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。
４　第１項の規定に基づき、第三者に当該業務の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。

（検査）
第８条　乙は､第４条に規定する履行期限までに仕様書等に示す契約物品等を納品し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
２　検査職員は、納品日から起算して１０日以内に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。
３　乙は、第１項の検査に合格したときをもって同項の検査は完了し、当該履行期限にかかる本契約の履行を完了したものとする。

（不合格品の引取り及び代品等に係る検査）
第９条　乙は、前条に規定する検査（前条に準じて行われる検査を含む。次条において同じ。）に不合格となった場合、乙は、次条の規定により甲が値引受領する場合を除き、遅滞なく不合格となった契約物品等を引き取るものとする。
２　前項の規定にかかわらず、乙は、甲から要求があった場合は、甲の指定する期限内に改めて代品を納入し、前条に準じて検査を受けるものとする。
３　第１項の場合において、相当期間内に乙が不合格となった契約物品等を引き取らないときは、甲は、乙の負担において、当該物品等を返送し、又は保管を託すことができる。

（値引受領）
第１０条　甲は、第８条第１項の規定による検査の結果、不合格となった契約物品等について、使用上支障がないと認めたときは、契約金額（単価）について相当額を減額して、その納入を認めることができる。

（納期の有償延期）
第１１条　乙が、第１３条の規定に該当する場合を除き、第４条に規定する納品場所及び履行期限内に第８条第１項の規定による検査が完了した契約物品等（以下「合格物品等」という。）の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、特にやむを得ない事情によるものに限り、遅滞料を徴収して延期を認めることができる。

（遅滞料）
第１２条　前条に規定する遅滞料は、第８条第１項の規定による検査が完了していない数量に相当する金額について、第４条に規定する履行期限の翌日から合格物品等を納入した日までの日数に応じ、年５パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。）を乗じて算出した金額（１００円未満の端数があるとき、又は１００円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

（納期の無償延期）
第１３条　天災地変、その他乙の責に帰すべからざる理由によって、第４条に規定する納品場所及び履行期限内に合格物品等の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して、履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、その請求が正当であると確認したときは、納期の延期を認めることができる。

（監督）
第１４条　甲は、本契約の履行に関して乙に不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本契約の履行を監督させ、必要な指示を行わせることができる。
２　前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

（調査等）
第１５条　甲又は監督職員は、乙に対して本契約の履行状況について、随時に調査を行うこととし、必要な報告を求めることができるものとする。
２　前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して本契約の履行上必要な指導を行うことができるものとする。
３　甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し本契約の履行に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

（監査）
第１６条　乙は、本契約の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含め

た監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。
２　前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に書面による通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。その他の監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

（所有権の移転及び危険負担）
第１７条　契約物品等の所有権は、第８条第１項に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したとき又は第１０条の規定により甲が当該物品の納入を認め、それを受領したときに、乙から甲に移転するものとする。
２　前項の規定により契約物品等の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責に帰すべからざる事由による契約物品等の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。
３　契約物品等の包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、契約物品等の所有権の移転とともに甲に帰属する。

（事故報告等）
第１８条　乙は、本契約の履行に際し、事故が発生したときは、直ちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともに、その後、速やかに事故内容等の詳細を文書により報告しなければならない。
２　乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
３　乙は、第１項に規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。

（対価の支払）
第１９条　乙は、第８条第１項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（財務部長）に都度請求することができる。
２　出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に支払うものとする。

（支払遅延損害金）
第２０条　出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで年３．０パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（１００円未満の端数があるとき、又は１００円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）
第２１条　乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の

全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の２に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

２　乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは、乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第１項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

（特許権等の費用負担）

第２２条　本契約の履行に当たり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするときは、その権利者又は代理者に対する使用料その他の義務は、乙がこれを負うものとする。

（履行不能等の通知）

第２３条　乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

（甲の解除権）

第２４条　甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して３０日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

２　甲は、乙が第２９条第１項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

(1)　甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。

(2)　第４条に規定する履行期限内に合格物品等の受渡しを終了しないとき。

(3)　本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。

(4)　乙の責に帰す理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は

履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
(5)　本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
(6)　本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
(7)　乙又は乙の従業員が本契約に違反し、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
(8)　本契約の条項に違反したとき。
(9)　公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
(10)　手形交換所の取引停止処分があったとき。
(11)　乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
(12)　破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
(13)　営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
(14)　監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
(15)　反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。
なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次の各号に掲げる者をいう。
ア　甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
イ　甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
ウ　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
(16)　甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
(17)　私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。

３　前項の規定により、本契約の全部又は一部が解除となった場合においては、甲は契約内容が既に履行された場合、又は返還すべき契約物品等が既にその用に供せられていた場合でも、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（違約金）

第２５条　前条第２項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約金額から第８条第１項の規定による検査が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の１００分の１０に相当する金額(以下「違約金額」という。)を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。

２　前項に規定する違約金額が、第２７条第３項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（乙の解除権）

第２６条　乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

２　前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）
第２７条　乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、第２４条第１項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
２　甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常かつ直接の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
３　第２４条第２項の規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対し通常かつ直接の損害を賠償しなければならない。この損害額が第２５条第１項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。
４　甲及び乙は､本契約書に掲げる事項を遵守せず､相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し通常かつ直接の損害に限り賠償しなければならない。ただし、第３５条第１項に規定する損害を賠償する場合はこの限りでない。
５　本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

（事情の変更）
第２８条　甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
２　甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
３　前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）
第２９条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第１８項若しくは第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
(2)　乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金等）

第３０条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約金額の１００分の１０に相当する金額（以下「不正行為違約金」という。）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第６６条第４項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項(同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第６６条第４項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(3)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4)　乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の１００分の５に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び第７項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第６６条第４項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2)　当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3)　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、本契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項に規定する違約金の合計額（以下「不正行為に係る違約金額」という。）が、次条第１項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（談合等の不正行為に係る損害賠償）

第３１条　第２９条第１項の規定に該当した場合において、乙が甲に損害を与えた場合には、乙は、甲に対し通常かつ直接の損害を賠償しなければならない。

２　前項に規定する損害賠償額が不正行為に係る違約金額を下回る場合については、不正行為に係る違約金額をもって損害賠償額とする。

（談合等の不正行為に係る違約金に関する遅延損害金）

第３２条　乙が第３０条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。）を乗じて算出した金額（１００円未満の端数があるとき、又は１００円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

（補償事項）
第３３条　乙は、本契約に基づいて行った本契約の履行中に、乙又は乙の従業員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え若しくは修理するものとする。

（瑕疵担保）
第３４条　甲は、納入された契約物品等について、納入後１２ヵ月以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引替えさせるとともに、当該物品等が主たる原因となり故障した機器等を修理させ又は甲に生じた損害を賠償させることができる。

（知的財産権）
第３５条　乙は、仕様書等に定める契約内容の履行並びに納入された契約物品等の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。
２　乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

（損害賠償等に係る調査）
第３６条　甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その本契約の履行若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。
２　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（支払対価の相殺）
第３７条　本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

（紛争又は疑義の解決方法）
第３８条　本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

（裁判所管轄）

第３９条　本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書２通を作成し、両者記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　　東京都杉並区高井戸西３－５－２４
日本年金機構　理事長代理人
財務部長　　峯村　芳樹　　印

乙　　○○県○○市○○
○○○○○○
○○○○　　○○　○○　　印